

秋田市告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年3月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人新成 会	短期入所生 活介護施設 新成園	秋田市浜田字元 中村280番地9	令和4年2月28日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
有限会社 湯の里	仁井田なご み居宅介護 支援センタ ー	秋田市仁井田字 西潟敷17番地4	令和4年2月28日	居宅介護支 援